

産商第211号

平成15年10月23日

住友信託銀行株式会社

代表取締役 高橋 温 様

京都市長 榎 本 頼 兼

大規模小売店舗立地法による届出に対する市の意見について

平成15年4月30日付けで届出のあった大規模小売店舗について、大規模小売店舗立地法（以下「法」という。）の規定により、下記のとおり通知します。

#### 記

#### 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

京都住友ビル

京都市下京区四条通河原町東入真町68番地

#### 2 法第8条第4項の規定による市の意見について

現在の状況及び意見書の提出状況等に配慮するとともに、大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針（平成11年通商産業省告示第375号）（以下「指針」という。）を勘案し、届出書類を総合的に検討したところ、本変更計画の実施により、周辺の地域の生活環境への影響は少ないと判断し、市は意見を有しないものとします。

#### 3 付帯意見

当該商業施設には駐輪場を設置していないことから、周辺路上における違法駐輪対策を継続して実施されることが望まれます。

## 意見理由

### 1 現在の状況（立地状況、既存の問題点等）

当該商業施設は、本市を代表する商業拠点である四条河原町に位置するとともに、都市計画上の商業地域に立地している。

周辺の地域の状況は、東側に店舗ビル、低層住宅等が、西側に道路を隔てて百貨店等が、南側及び北側に道路を隔てて店舗等が立地している。

なお、当該商業施設には、来店客用駐車場及び駐輪場は設置されていない。店舗周辺の路上には、店舗利用者のもとは特定できないが、違法駐輪が見受けられる。

また、平成14年9月27日に閉店時刻を午後9時までに繰り下げる届出が行われ、平成15年3月20日に市の意見無しで通知を行っており、今回の届出はそれに引き続く営業時間の変更である。

### 2 説明会の状況

今回の変更が年間2日、開店時刻を午前9時に繰り上げるという軽微な変更であることから、京都市大規模小売店舗立地法施行細則第3条第1項の規定に基づき説明会開催不要認定を行ったため、説明会に代わりに当該商業施設において届出内容の概要を4箇月間掲示した。

### 3 意見書

法第8条第2項の規定により提出された意見はなかった。

### 4 市の見解

今回の変更計画における、指針に掲げる事項との関連では、一日あたりの総来客数が増加し、廃棄物等の排出量が増加すること及び昼間の等価騒音レベルの値が高くなることが予想される。

廃棄物等の排出量の増加については、現状の排出量及び予測によれば、現状の保管施設容量により対応可能であると判断される。

昼間の等価騒音レベルの値が高くなることについては、変更前の営業時間に対する増加時間の割合が9%であり、変更に伴う等価騒音レベルの上昇値が0.38dBと大きくないことや、室外機等の増設や位置の変更がないことから、周辺の地域の生活や事業活動に与える影響は少ないと判断される。

なお、今回の変更は年間2日、開店時刻を午前9時に繰り上げるという軽微な変更であるものの、当該商業施設には駐輪場を設置していないことから、平成14年3月20日で市の付帯意見として通知した周辺路上における違法駐輪対策を引き続き講じられることが望まれる。